

美里町地域防災計画修正業務委託仕様書

1. 委託業務名

美里町地域防災計画修正業務委託

2. 事業の目的

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本町の目指す総合的な防災・減災体制の整備・充実を図るため、国の防災計画や熊本県地域防災計画及び本町関連計画と整合を図りながら、住民の生命、身体及び財産を災害から守り、住民生活の安全を保護するための指針として、令和 7 年度版として美里町地域防災計画の修正を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日まで

4. 業務内容

（1）資料収集・整理

本業務に必要な基礎資料（熊本県地域防災計画、美里町地域防災計画（現行版）、近隣市町村や先進自治体等の防災に関する計画、中央防災会議や熊本県の最新の各種災害想定、町の既往施策、最新の組織体制、関連計画、協定、最新の知見等）について、収集・整理する。

（2）地域防災計画修正

①修正に向けた課題整理

収集資料に基づき、現行版の地域防災計画について、防災基本計画や熊本県地域防災計画等との不整合や記述の過不足の確認など、計画見直しにおける課題を整理する。課題整理は以下の点に留意する。

- 1) 前回の見直し以降、新たに制定・改廃された法令及び今後、制定・改廃予定である法令との整合
- 2) これまでに制定・改廃された法令で本町地域防災計画に反映できていない事項
- 3) 熊本県の条例等の制定及び改廃に伴う事項
- 4) 熊本県の被害想定結果との整合
- 5) 国・県・町における組織機構改変に伴う名称変更及び関係機関の組織名の変更に伴う修正等
- 6) 指定公共機関等の規則等の制定及び改編に伴う事項
- 7) 国、県からの通達等による事項
- 8) その他、町の特性、社会情勢の変化など、本計画の修正の必要が認められる箇

所

②地域防災計画修正案の作成

課題整理した内容を踏まえ、総則、災害予防対策、応急対策、その他災害応急対策、災害復旧・復興対策を検討し、地域防災計画（令和7年度修正版）を作成する。

資料編について、関係各課や指定公共機関等への照会を支援すること。

(3) 地域防災計画概要版の作成

地域防災計画の修正概要を取りまとめた概要版（A4版）を作成する。

(4) 業務継続計画修正支援及び災害時受援計画の作成支援

「美里町業務継続計画」及び「美里町受援計画」について、地域防災計画での応急業務の加筆・修正内容をもとに、対応する箇所の整合性を図り、見直し方針として整理する支援を行う。

(5) 関係各課、関係機関意見照会支援

関係各課や関係機関への意見照会を行う際の資料（個別ヒアリングシートなど）を作成し、意見照会后、計画に反映させるまで支援すること。

なお、意見照会の際には業務継続計画の修正及び災害時受援計画の作成を見据えた支援を行う。

(6) 防災会議開催支援

防災会議の開催にあたり必要な資料作成や資料の印刷、会議運営の支援を行う。会議の開催は2回程度を想定する。

5 成果品

受託者は成果品として以下のものを作成し、発注者に提出しなければならない。

- ① 地域防災計画（令和7年度修正版） A4版 60部（紙製加除式ファイル）
- ② 地域防災計画概要版 A4版60部 及び 電子データ
- ③ 業務報告書 2部
- ④ 上記電子データ一式

6 業務進捗報告及び完了報告

- (1) 受託者は、業務期間中、町の求めがあった場合、業務の進捗状況に関する報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに町長宛てに報告すること。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、受託者からの提案内容を実施すること。
- (2) 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (3) 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (4) 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- (5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。但し、町と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- (6) 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び使用权は、全て美里町に帰属する。
- (7) 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。